

令和 8 年 9 月 1 日

「LP ガス取引の適正化等に向けた取り組み」について

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局(以下「当局」という。)は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正(令和 6 年 4 月 2 日公布、同年 7 月 2 日施行)を踏まえ、以下のとおり取り組みます。

---

1. 過大な営業行為の制限に関する取組

当局は、液化石油ガスの販売営業において、新たな供給先の獲得その他営業活動を目的として、

- ・賃貸集合住宅の所有者
- ・不動産管理事業者
- ・建設事業者 その他これらに類する者

に対し、利益供与(無償貸与、紹介料、協力金、その他これらに準ずる行為)を行ないません。

また、ガス供給契約の締結又は継続を条件として利益供与を求められた場合にも、これには一切応じません。

---

2. LP ガス料金等の情報提供に関する取組

当局は、賃貸住宅において LP ガスを使用する入居希望者が、契約締結前に LP ガス料金の内容を把握した上で住居選択を行えるよう、LP ガス料金(基本料金・従量料金・設備料金)に関する情報を公開し、当局ホームページに掲載します。

---

3. 三部料金制の徹底に関する取組

当局は、LP ガス料金の透明性確保の観点から、基本料金、従量料金および設備料金から構成される三部料金制を採用しますが、当局ではガス器具等の消費機器や設備等の販売は行いませんので、設備料金は発生しません。

---

4. 法令遵守および管理体制の整備

当局は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、お客様が安全、安心して LP ガスをお使いいただけるよう 24 時間体制で対応します。

---